



稲荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分



けいそう 勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」



お問い合わせ、ご予約

082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

寒中お見舞い申し上げます。新年もあっという間に1週間が過ぎました。今年は「子」年。「子」は「生い滋る（しげる）こと」を意味するとされ、のちに繁殖の盛んなねずみに当てられたそうです。古事記では、大国主命が野火の試練に遭われたときにねずみに助けられ、以来ねずみは大黒様のお使いと言われるようになったとのこと。また、ねずみは災いを予知し、災害から多くの人々を護ってきたそうです。ここ最近では毎年のように災害の発生がありますので、今年はこの「子」にあやかり、災害がない1年になると良いと思います。

今回は、今年4月に改正される予定の法律に関する記事（財産開示制度）、障がい者福祉施設を賃貸物件で行う場合の注意点に関する記事が弁護士の作成しましたオリジナルの記事になります。それ以外の記事は今回は助成金に関するものです。

良い会社・事務所運営にお役立て頂ければ幸いです。

当メールマガジンはこれまで名刺交換させていただいた方等、ご縁を頂いた方へ配信しております。



4月以降続く改正法の施行。お金の回収はどうか？その①財産の開示制度の改正内容は？

20.01.06 | オリジナルメルマガ



2020年（令和2年）に入り仕事始めに入られたことかと思われます。今年の4月から改正された法律の施行（簡単に言えば、一部ルールが変わる）がなされます。契約に関するルールであったり、お金の回収の手続きであったり、労務関係（働き方改革の一環）であるなど実は多く存在します。そのうち、お金の回収の手続きのルール変更について、財産開示制度の改正内容と新しく設けられた役所や金融機関に相手の財産や収入状況を問い合わせることができる制度について触れていきます。



○財産開示の制度とは？改正内容は？

財産開示の制度とは、簡単に言えばお金を回収する手続きである強制執行の手続きの中で、相手に自分の財産を明らかにしてもらおう制度です。お金を回収するためには裁判で勝訴する・公正証書で支払いについての合意などをするだけでなく、裁判所に差し押さえなどの申し立てをする必要があります。その際に、差し押さえるもの（回収をする対象）は回収を図る側で明らかにする必要があります。調査が大きな負担になることがあります。

財産開示は、そうした負担を少しでも減らすべく、差押えなどを申し立てられた側に裁判所に来てもらって、正直に自分の財産などを報告してもらう手続きです。この制度も裁判所に出頭しない・事実とは違うことを言うなどされてはあまり意味がありません。こうした行為にはペナルティが必要になるわけですが、これまでは過料という一種の罰金的なものが上限50万円で存在していたにすぎません。実際、不出頭などが十分ありうるため、これまでこの制度はあまり使われていませんでした。

今回の法律の改正（昨年改正され、今年の4月1日から施行予定）では、こうしたペナルティを強化する（内容は先ほどの一種の罰金だけでなく、刑務所に行く懲役刑の制裁が付け加えられることになりました）ことで対応することになっています。実際懲役刑の制裁まで行くのは悪質性の高い出頭しない・嘘を言う場合になるとは思われますが、財産開示制度は今までのものよりは使われるようになる可能性があります。

また、これまで簡単に裁判所で取得することができた支払督促や公正証書についてはこうした財産開示の制度を使うことができないという面もありましたが、こうしたものについても財産開示の制度を使うことができるようになります。

○役所や金融機関への照会制度とは？

役所や金融機関に対して何を照会するのかといえば、例えば、不動産で相手先名義のモノの存在状況や預金の有無や内容の確認（預金を差し押さえる際には基本的には金融機関名と支店名までわかっていないとできない運用でした、証券や投資信託の情報もここでは含みません）・勤務先の確認（税務情報の照会や年金関係の情報の照会）をするための制度です。こうした情報がわかればお金の回収もしやすくなりますが（差し押さえを何に対してすればいいか分かりやすくなるため）、個人情報などを安易に明らかにすることは好ましくないため、新しくこうした制度は設けられる反面使うことができる場面は限定されています。

まず、どのような照会を行う場合でも、回収をする相手からの財産開示（自発的な財産開示、といっても裁判所に出頭してもらい開示してもらうものです）を行ったうえで十分開示ができない場合に限ります。また、相手の勤務先や給与の情報については、簡単に知られることによって事実上の解雇などの退職リスクが高まる・差し押さえなどによって生活に大きな影響が生じるからということで、この制度を使うことができる場合が限定されています。基本的には養育費の不払と交通事故等生命や身体についての賠償請求を行った場合に限られています。貸金や売掛金では使うことができない点には注意が必要です。

ちなみに、こうして照会で得ることができた情報はプライバシー情報を含みかねないことから、安易に他の誰かに漏らすことは禁止されています。当然他人にこうした情報を売られる場合は禁止される場合の最たるものです。禁止に違反した場合には、刑罰を受ける可能性がありますので、注意が必要です。あくまでもお金の回収手続きでしか利用することができないと考えておくべき話です。

こうした改正された制度内容をどう使うのかは専門家に相談をして考えることになるかとは思われますが、一応回収のための手続きがこれまでよりは使いやすい面ができたことは頭の片隅においておいても損はないでしょう。

障がい福祉施設を賃貸物件で行う場合に注意すべき点とは？

20.01.06 | オリジナルメルマガ



ここ最近では放課後デイサービスや発達障がいなどの子供達の支援や就労にあたっての支援などを目的に障がい福祉施設が新たに設置されるケースを見かけます。このような障がい福祉事業を新たに行う場合には、利用者の方が障害を持つ方であるという点から、火災が起きた際の安全・避難経路などに関わる消防法や建築基準法など、各法令で定められている要件を満たした上で、設置基準をクリアする必要がありますし、用途変更の手続きが必要なこともあります。今回は用途変更の手続きが必要であるにも関わらず、賃借物件が建築確認申請されていなかった場合の対応などについて取り上げます。



○ 賃貸物件の大幅な改装が必要な場合用途変更の手続きが必要

障害福祉施設の設備基準は障害者自立支援法の規定に基づき、指定障害福祉サービスごとに人員、設備、運営に関する基準が設けられており、それに従う必要があります。例えば、就労継続支援（通常の事業所で雇われて仕事をするのが困難な障害のある方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて知識・能力向上に必要な訓練を行う事業）を行う場合は、職業指導員、生活支援員は利用者10人につき各1人以上、設備

について訓練作業室は訓練または作業に支障がない広さであること、訓練などに必要な機械器具などがあること、相談室はプライバシーに配慮した空間にすること、洗面所はトイレ手洗いと洗面所が別であること、などを満たす必要があります。

訓練作業室については各府県や市町村で独自の定めを置いていることもあるため、それらについても目配りが必要になります。ちなみに広島市の場合は非常災害に関する対策などで独自に夜間を想定した避難訓練の実施などの努力義務が別途定められています。

こういった設置基準をクリアできるようにするため、従前の賃借物件の大幅な改装が必要になるときは用途変更をしなければならないこともあります。2018年の建築基準法改正により用途変更の規模が200㎡を超える物件は確認申請が必要となっています。

○ 用途変更をするのに建築確認がされていない場合は？

それでは、新たに開設する予定の放課後デイサービスの施設の規模が200㎡を超えるけれども、建築確認がされていなかったことが判明した場合にはどうすればよいのでしょうか？

完了検査を受けているかどうかは改修工事をするにあたって確認申請を出す上で一番重要な要件であって、検査を受けていないことが判明した場合は、基本的には確認申請時の建築基準法を満たしていたことを事業を行おうとする側で証明しなければなりません。それには建築士に依頼をして建物調査を行い、当時の建築基準法の内容を調べてもらうとともに、既にある建物が一つ一つ要件を満たしているか確認してもらわなければなりません。

具体的には国土交通省の「検査済証のない建築物に係る指定検査機関等を活用した建築基準法適合調査のためのガイドライン」で検査済証のない建物で、改修工事の確認申請を行うための手続きの指針を定めたものがありますので、この内容に沿って行うことになります。ただ、元の建主と現在のオーナーが替わっており、その際に新築時の建物の図面や書類関係が引き継がれていなかったりすると、そもそも図面と目視による調査を行って現況と図面の違いを精査することが出来なくなります。またある程度図面があった場合でも構造については図面と目視だけでなく、それらが現況と合っているか、実測と建物内の調査も行う必要が出てきます。構造に関しては、構造計算書があれば構造が適法なものかどうか図面により確認できます。

構造計算書が残っていなかった場合でも、構造図が残っていると構造計算書の復元が出来ますが、構造図がない、あるいは特に柱や梁の寸法が分かる部材に関する資料が残っていないと構造図を復元するための調査が必要になり、数百万単位で費用がかかることとなります。また、実測調査をする場合も、既に内装を行ってしまったあとでは、例えばコンクリートの中性化がどのくらい進んでいるかを調査する際のコンクリート片の抜き取りをすると、その後の補修工事が必要になります。タイルの補修の場合、古い物件では既にそのタイルが廃盤になっているということもあり、実測調査とそれに伴う費用もばかにならないこともあります。

こうした建築基準法適合調査を行うにあたってかかる費用の大きさから、結局のところ当初予定していた障がい福祉事業の開設を断念せざるを得ない場合もあるでしょう。

○ 障がい福祉施設の開設ができなくなったときの損害は誰に求められる？

このように、せっかく計画していた障害福祉施設の開設について、建築確認がされていなかったことが判明し、予算等の理由から断念せざるを得なくなった場合の損害は誰に対してどのくらい請求できるのでしょうか？

こういった当初の利用目的が諸般の事情により達成できなくなった場合の損害を求めて裁判になるケースは裁判例でも見られるところです。実際にも介護施設を開設しようとして建物を賃借したにもかかわらず、検査済証が交付されていなかったため用途変更確認申請が出来ず、設置を断念したというケースで、不動産仲介業者（貸主側・借主側とも）に対して損害の一部の請求を認めたというものがあります。

このケースは借主側の仲介業者が介護施設で利用するための賃借希望であることを知っていながら、貸主側の仲介業者から他の業者から介護施設としての利用目的で問い合わせがあった際に検査済証がないことを伝えると賃借を断られるという事情があったにもかかわらず、伝えていなかったこと、貸主側の仲介業者も借主側の仲介業者に上記を伝えていたのに借りるとの申し出があったことに疑問を持たず、改めて検査済証がないことを伝えて確認することもしていなかったことについて、双方ともに注意義務違反を肯定しています。損害の範囲については、借主が建物で介護施設を開業できると信じたことで支出した費用に限り認められており、具体的には支払済賃料、仲介手数料、内装工事費用などについて肯定されており、実際介護施設を開業することで得られたであろう収益などについては否定されています。他方、オーナーである貸主については、本件の場合、借主との間で用途変更確認が受けられるよう合意をしていたという訳ではなかったため、現状の建物をそのまま引き渡すので足りるとして責任を否定しています。

なお、この事案では、用途変更確認申請は、工事着手前に行うべきであったことから、借主である原告側に一定の過失があるとして3割過失相殺されています。

そのため、こういった建築確認申請などの様々な手続きの確認が必要になる場合には、見切り発車で進めるのではなく、法的に問題になる点がないか一つ一つ確認して進めることが必要になってくるといえるでしょう。

正社員以外への健康診断実施で、最大48万円を支給！

20.01.07 |



近年、日本では、特別保健用食品（トクホ）を

はじめとする健康関連商品の市場規模の拡大、ランニングを行う人の増加、喫煙率の減少など、健康意識の高まりが見られます。

事業経営においても、労働者一人ひとりの健康に気遣うことは重要なポイントとなっており、『健康経営』が注目されています。

健康経営とは、戦略的に従業員への健康投資を行うことをいい、これにより労働生産性を上げ、メンタル不調を未然に防止することなどが期待されています。

そこで今回は、従業員のうち正社員以外に健康診断を実施した場合に支給される助成金をご紹介します。



『キャリアアップ助成金（健康診断制度コー

ス）』

【概要】

有期契約労働者等を対象とする法定外の健康診断を新たに規定して、延べ4名以上に実施した場合に支給されます。

【支給額】

1事業所当たり**38万円**（生産性要件を満たす場合は**48万円**）

※大企業は28万5,000円（生産性要件を満たす場合は36万円）

※ 1 事業所当たり 1 回のみ

【対象となる労働者】

次の（１）～（４）のすべてに該当する労働者が対象です。

（１）支給対象事業主に雇用されている有期契約労働者等で、以下に該当しない者。

- ・ 期間の定めのない労働契約により使用される者
- ・ 1 週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する正社員の 1 週間の所定労働時間数の 4 分の 3 以上の者

（２）雇入時健康診断もしくは定期健康診断または人間ドックを受診する日に、当該対象適用事業所において、雇用保険被保険者であること。

（３）健康診断制度を新たに設け実施した事業所の事業主または取締役の 3 親等以内の親族以外の者であること。

（４）支給申請日において離職していない者であること。

【対象となる事業主】

次の（１）～（６）のすべてに該当する事業主が対象です。

（１）キャリアアップ計画書に記載されたキャリアアップ計画期間中に、事業主に実施が義務付けられていない有期契約労働者等を対象とする『健康診断制度』（下記のいずれか）を就業規則等に新たに規定した事業主であること。

- ・ 雇入時健康診断制度
- ・ 定期健康診断制度
- ・ 人間ドック制度

（２）（１）の制度に基づき、キャリアアップ計画期間中に、雇用する有期契約労働者等延べ 4 人以上に実施した事業主であること。

（３）支給申請日において当該健康診断制度を継続して運用している事業主であること。

（４）雇入時健康診断制度または定期健康診断制度を規定した場合については、費用の全額を負担することを就業規則等に規定し、実際に費用の全額を健康診断実施機関または対象労働者に対して直接負担した事業主であること。

（５）人間ドック制度を規定した場合については、費用の半額以上を負担することを就業規則等に規定し、実際に費用の半額以上を健康診断実施機関または対象労働者に対して直接負担した事業主であること。

（６）健康診断制度を実施するにあたり、対象者を限定するなど実施するための要件（合理的な理由があるものに限る）がある場合は、当該要件を就業規則等に規定している事業主であること。

【申請フロー】

（１）キャリアアップ計画書の作成・提出

（２）就業規則等に健康診断制度を規定

（３）規定した健康診断等を述べ 4 名以上に実施

（４）支給申請（延べ 4 名以上に実施した日を含む月の分の賃金を支給した日の翌月から 2

カ月以内)

さらに経済産業省では、『健康経営優良法人認定制度』が設定されています。

認定を受けると『経営優良法人』ロゴマークの使用が可能となり、『従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人』として従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けられます。

低利融資などの優遇措置を受けることも可能となります。

本助成金により正社員以外の健康にも配慮し、健康経営優良法人の認定を目指されてはいかがでしょうか。

なお、本助成金にはほかにも支給条件が細かく決定されていますので、詳細は厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

出典：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/c

※本記事の記載内容は、2020年1月現在の法令・情報等に基づいています。